

第2回 統計制度部会 議事録

1 日 時 平成30年11月16日（金）13:30～15:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸（部会長）、清原 慶子

【臨時委員】

縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、
東京都、千葉県、日本銀行

【諮問者】

総務省政策統括官（統計基準担当）：津村参事官

越統計企画管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、上田次長

4 議 事

統計法施行規則の改正について

5 議事録

○北村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第2回統計制度部会を開催いたします。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

前回は初回だったのですが、清原委員が御欠席でしたので、一言、御挨拶をお願いします。

○清原委員 皆様、こんにちは。東京都三鷹市長の清原慶子です。どうぞよろしく願いいたします。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御確認をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、お手元の資料につきまして、確認させていただきます。

前回の部会において配布した資料と基本的に同様のものを準備しておりますが、まず1つ目の1枚の物で、統計法施行規則の改正の審議などの論点として前回お示しした資料が

資料1。資料2として、「諮問第120号の概要」という資料を用意しております。また、今回新たに用意した資料として、前回の宿題となっております「統計法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供範囲についての整理表」として、A3の幅広の資料が資料3。それから1枚物で、「調査票情報のオンライン利用（概要）」といった表題の資料が資料4となっております。また、前回、第1回の部会の議事概要につきましては、前回から1週間しかたっておりませんので、委員の方々の確認が済んでおりません。申し訳ありませんが、未定稿を席上配布資料として、委員の方のみお配りしています。

また、資料1の論点（案）につきましては、前はそれぞれ黒ポチで論点を1つずつ示していましたが、議論の際、分かりやすくするために、各論点に丸の1、丸の2という番号を付けています。過不足等はございませんか。

資料の説明は以上です。

○北村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、諮問第120号について、議論を始めたいと思います。資料1の論点を御覧ください。始めに、前は1つ目の改正点である「(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」の、「①調査票情報等の具体的な利活用の範囲(相当の公益性を有する統計の作成等)として適当なものか」を中心に議論いたしましたが、「③統計調査の対象者(国民、企業等)に係る情報の保護の観点からみて問題はないか」や、「(2) 調査票情報等の適正管理措置」の改正点についても議論が及び、一体的に議論すべきとの結論となったところです。このため、「(2) 調査票情報等の適正管理措置」の論点である「①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか」、「③他制度と比較して必要十分な措置となっているか」、「④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか」についても併せて議論することといたします。

また、前回、各委員から様々な意見を頂いたところであり、今回は、部会長として、可能な限り、皆様に判断いただきたい審議すべきポイントについて、具体的に提示させていただきながら、効率的に審議を進めたいと思っております。

それでは、最初の調査票情報の提供等の範囲や調査票情報等の取扱者ごとに果たすべき適正管理措置について議論していきます。

資料2の7ページの改正規則案第19条第1項第1号イ(1)から(4)を御覧ください。

調査票情報の提供の範囲や調査票情報の取扱者ごとに果たすべき適正管理措置について議論する前提として、この場合の学術研究主体を整理し、(1)から(3)までに掲げている大学等の目的、所属する教員の資格等も勘案した上で議論する必要があると考えています。

これらの点について、前回の議論を踏まえ、総務省政策統括官室が整理していますので、御説明をお願いいたします。

○津村総務省参事官 資料3を御覧ください。先ほどの資料2の7ページの(1)から(4)に対応して、具体的にどういった条件であれば提供してよいのかを、どのようにポジで書いてあるのかということについて、こちらの表で整理しております。一番下のところに(1)

から（４）それぞれのどれに当てはまるのかを記載しております。青色のところは大学についてのものです。濃い青のところは、組織としての大学として判断をするというものであり、これにつきましては、適正管理義務の主体としては、基本的にはそれぞれの大学となっております。また、判断としてもこちら黒丸のところ「提供範囲としてポジで書き得るもの①（学術研究の発展に資する判断として形式的判断が可能）」という欄に「大学組織として判断」と整理しております。

一方、薄い青のところの教員につきましては、省令上は（２）で対応しております。それぞれの教員が個人の研究者として適切かどうかということが判断の対象になりますが、そこから少し離れた下の欄、２つありますけれども、これは、ガイドラインレベルで判断の基準として考えているものですが、組織としての何らかの裏書きがある場合であれば、こちらの（２）で対応するというように考えております。一方で、組織としての裏書きがない場合につきましては、それは（２）の問題ではなくて、（４）として個別に判断するということだと思います。（４）であった場合には、個別の理由というのがより具体的に必要なものということで、特別な理由があると認められるに足りるものを提出していただく形になると思っております。

構造としては、高等専門学校、専修学校につきましても同様です。公益法人に関しましては、組織としてのものだけが認められるという形です。ただ、こちらの方で問題になりますのが、ではそれぞれの組織がそういった判断をする主体たり得るのかという問題であります。めくっていただきまして、次のページ、それぞれの組織についての説明を記載したものでございます。一番上、組織の、それでは教員の人たちがどういった人たちなのかということにつきまして、学校教員統計調査がございますので、こちらの方で参考として、情報を記載しているものであります。

１つ目が、大学であれば本部の教員につきましては、博士課程の方が 54.4%、修士課程の方が 21.5%であるという形ですけれども、一方で高等専門学校も博士課程 62.3%、修士課程 28.7%。ところが専修学校、専門課程ですと、博士課程 2.7%、修士課程 7.6%となっております。

下の目的のところですが、それぞれの組織の目的として、大学であれば、大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とするという形で、学術ということ正面から記載しているということです。一方、高等専門学校につきましては、高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とするとなっております。一方で、専修学校につきましては、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものとなっております。ということで、学芸という用語は専修学校には目的に明示的には示されていないということです。

また、教員の方々の資格につきましても、基本的には大学であれば、こちらの大学設置基準 1号に博士の学位ということが原則となっていて、2号で前号の者に準ずると認められる者になっているということです。高等専門学校につきましても、博士の学位がまず一

番最初に挙げられているとなっておりますが、専修学校であると、基本的には専修学校の専門課程を修了した後、実務経験がある者と一番最初に掲げられているという形でありまして、そういったところが実際の教員の組成にも反映されているといったことがあります。そういった形で、それぞれの組織についての説明をこちらの紙でさせていただいております。

以上です。

○北村部会長 前回の質問のあったオンサイト施設に関して、政策統括官室より補足をお願いします。

○津村総務省参事官 資料4です。調査票情報のオンサイト利用の概要という紙を見ていただければと思います。オンサイト施設、具体的に何なのかというか、オンサイト施設で一番大事なものは何なのかでありますけれども、オンサイト利用のイメージ例の下、仮想PCの画面だけを転送と記載してございます。基本的にデータ処理に関しましては、端末の側で行うのではなく、そこから接続されている、統計センターが代表例になりますけれども、そちらの方のサーバーの中でデータ処理が行われて、その結果だけの画面が画面情報として送られてくるということになります。オンサイト施設を利用する側が、過失でデータを漏えいするといったことはまず考えがたい。一方で、施設を利用する側がカメラを持ってきて、画面を写してしまうといったようなことがもしあった場合にはリスクがあるということから、そういったことがないように監視カメラで、そういったことも防ぐという措置を行っているというのが、こちらのオンサイト施設のものであると理解しております。そういう意味で、ほぼ過失でのデータ漏えいのリスクは恐らくはないはずと考えていただければと思っております。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

では、審議に入りたいのですが、審議のポイントの1つとして、今、説明があったように専修学校、専門課程及び当該学校に属する教員の取扱いについて議論する必要があります。現在、改正規則案では、大学等に専修学校（専門課程）及び当該学校に所属する教員が含まれております。

総務省政策統括官室の説明にあったように、大学や高等専門学校及び公益法人と専修学校（専門課程）は位置付けが異なるように思われます。特に、資料3の2ページ目を御覧いただきますと、教員の学位の取得状況を見た場合、大学と専修学校には大きな差が生じている点があります。

一方で博士号や修士号を得た者で、専修学校において教員となり、研究に取り組んでいる者もいると聞いております。これらの者について、学術研究の発展に資するような研究をしているのであれば、調査票情報等の提供等を受けて研究ができるようにすべきということは考えられます。

そこで、部会長として2案、考えました。それを提案いたしますので、審議していただきたいと思っております。

1つは改正規則案を適当とし、当該既定の解釈として一定の整理をする案ということで、

まず、改正規則案のとおり、第19条第1項第1号イ(1)から(3)に専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含むことが適当とした上で、改正規則案第19条第1項第1号の「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容として、提供を受けようとする者(大学等又は公益社団法人若しくは公益財団法人。委託や補助の場合は委託者や補助を受ける者。)の研究実績、例えば組織であればその具体的な研究実績、大学など組織に属する教員であれば当該の「学位」、「査読付き論文の実績」、「当該組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書」等、比較的分かりやすい要件を設置し、専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含めた(1)から(3)の全体に対し、学術研究の発展に資するものであることを実質的に求めるといった案です。この案の場合、「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容については省令の解釈としてガイドラインによって示すこととし、この要件を満たさない場合には、その者に調査票情報を提供しないと対応を併せて求めるものと考えます。

もう1つの案としては、改正規則案に修正を求める案であります。これは第19条第1項第1号イ(1)から(3)について、実質的判断に重きを置く1つ目の案とは異なり、調査票情報の提供範囲が明確となるよう、改正規則案に対し、大学等に専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含まない形での修正を求めるものです。この場合においても、論点の(2)教員でも扱いますが、同号イ(2)の教員(大学又は高等専門学校に所属する教員)に対しては、改正規則案第19条第1項第1号の「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容として、「当該組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書」を求めることが適当と考えるものです。専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員が行う研究については、調査票情報の提供の範囲から外すものではなく、個別に学術研究の発展に資するものかを実質的に判断するものとし、同号イ(4)の「行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、相当の公益性を有するものとして、特別な事由があると認める統計の作成等」の要件に該当するか、確認するものとし、この場合、具体的にどのような場合が想定されるかについては、省令の解釈としてガイドラインによって示すことも併せて求めるものとし、

この2案について、御質問、御意見をいただきたいと思います。今、まとめましたが、簡単に言うと、このままの案でいくか、専修学校を削ってガイドラインを充実させるかということですが、何か御意見あれば、両方とも利用者が差別されないというか、利用アクセスが禁じられるものではないので、実質的にはそれほど変わらないと思うのですが、どうすればよいかということです。

清原委員から何か御意見いただければと思います。

○清原委員 ありがとうございます。

今回、資料3として、大学それから高等専門学校、専修学校(専門課程)、そして公益法人について、教員の学歴でありますとか、あるいは実際にどのような範囲で認めることが可能かという資料をお作りいただきました。これを拝見してございまして、これまでの実績等を見ましても、相対的には専修学校(専門課程)のニーズが少ないように見えますけれども、ゼロではありません。私も経験しましたオーバードクターの時代というのは、やは

り非常勤講師をしながら論文をまとめていくというようなプロセスもありますし、また、指導教授のもとで、グループを作って、そのグループで質の高い研究をとということもあります。そういうことを総合的に考えまして、今回、北村部会長がおっしゃいましたように、案の1も案の2もいずれも機会を閉ざすものではなく、現実的な対応について、2つ提起していただいたものと思います。

そこで今、悩ましいなと思っているのですが、改正規則案が示されておりますと、なかなかそれに修正を求めるといふ勇気が湧きにくいのも事実なのですが、この現状の分析を拝見して、まだ慎重にスタートすることも必要ではないかと考えまして、現時点では、私としては案の2として、ただし、決して研究者の研究の道を閉ざすのではなく、これは（地方公共団体の長である）自分に提案をしたら（責任が）戻ってくるわけですが、第19条第1項第1号イ（4）には、「行政機関の長又は地方公共団体の長その執行機関が、相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める場合には統計の作成等について認めていく」ということで、いずれ案の2を採りましても案の1を採りましても、地方公共団体の長として判断しなければならないことにはなるのかなと思うのです。公益性を勘案しながら、判断するという機会を担保しつつ、慎重に範囲を考える案の2が相対的にはスタート時点はいいのかなと思っているところです。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

県委員はいかがでしょう。

○縣臨時委員 御説明ありがとうございます。

私自身は今、清原委員が仰せのことについて全く反対ではないのですが、今回のこの調査票情報の提供については、説明があったオンサイト利用が制度的な前提にありますので、相当程度この仕組みとしては精緻にできていると私は理解しています。

それを前提とすると、これだけ従来とは異なって調査票情報の適正な利用の範囲を広げると、より多くの国民の方に使っていただく機会があるということを検討した改正案だと思っています。ですので、実際に専修学校の方々がこのことについてどれだけのニーズを持っていらっしゃるかはなかなか分からないのですが、むしろ最初から改正原案どおりに対象の組織及びそこに属する個人の範囲を拡大しておいてよいのではないかと、私は思います。

○北村部会長 ありがとうございます。

藤原委員、いかがですか。

○藤原臨時委員 悩ましい問題なのですがけれども、私はどちらかという部会長がおっしゃった案の1でよいのかなと思っております。というのは、調査票情報の提供で慎重にというのは本当に清原委員のおっしゃるとおりで、私もその点は全面的に同意いたします。ただ、実績を見てみると、今まではオーダーメイド集計、匿名データの提供の実績がないということと、清原委員自体が悩ましいと言われた第19条第1項第1号イ（4）のところで、相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めるという、要件裁量的にかなり高いハードルに読めるのですね。これを見ると、1つは利活用させようという趣旨と、

もう1つはやはりどこにいても研究したいという気持ちがあるのは不思議ではないことなので、少しハードルを高くするという意味から、両案を見る。そういう意味からいうと、現行の1案で、しかしながら実質的に審査するというところでよろしいかなと私はそのように考えます。

○北村部会長 ありがとうございます。

石井委員、いかがでしょうか。

○石井臨時委員 ありがとうございます。

非常に悩ましくて迷っているところではありますけれども、事務局から御説明いただきましたように、先生の所属している先によって、学校の種類によって本質的に仕事内容が異なるのはどこかというように見ると、高等専門学校と専修学校では確かに大きく違うだろうというように考えられます。調査票情報は個人情報が含まれるものでもありますので、最初は小さく始めてみるのはどうかという清原委員の御指摘は私も賛同できると思います。

もし案の2を採ったとしても、第19条第1項の改正規則案の第1号イ(1)、(2)のあたりを見てみますと、共同で行う調査研究も入っておりますので、研究活動を行う上で大学等に所属する先生方と一緒に研究であれば含めることができるという点で、大きな不利益もないという印象があります。それからニーズがあるかどうかという点は、やはり研究者として研究を行いたいと考えた場合には、ドクターまで進む方が相対的には多いだろうと考えられるという点から、高等専門学校までで一旦修正を求めてみて、そこから先、ニーズがあるということであれば、あるいは不都合があるということであれば、改めて検討するという方向性もあるだろうと考えます。ここでは、案の2ということで御提案したいと思います。

○北村部会長 見事に2対2に分かれました。私は今回の統計法改正自体が二次利用の範囲を広げるということで、個別の利用範囲を明示的に高等専門学校、専修学校まで広げて記載していただいたということ自体も意味があるのだろうとは理解したのです。今、意見が分かれました、それぞれの皆さんの御意見はもっともなところがありますので、どうすればよいかということですが、もう1回、もう1ラウンド話をしたいので、今の皆さんの御意見を踏まえた上で、もう1回何かお考えがあれば。では清原委員から。

○清原委員 ありがとうございます。

実は、私、こういう経験がございまして、市長になりまして間もなく、総務大臣あてに住民基本台帳法では「原則公開」になっているところ、「原則非公開」にしてくださいとお願いしました。それは、それまでは、すべからく何人も住民基本台帳を御覧いただけるということで、アンケート調査でも営業活動でも、何でも自由自在に利用がなされていたのですが、私はやはりドメスティックバイオレンスでありますとかいろいろな課題に直面して、内規で、状況によっては公開をしないということも実務的には人権保護の観点からやっていたことです。そこで、住民基本台帳は原則非公開にさせていただいて、社会調査等で公益性等が認められる場合、私は社会調査を行う研究者でもあったので、原則非公開しつつ、しかし公開をしていく公益性を吟味することを提案して、その後、法律が原則非公

開に改正されたという経験を持っています。ですから、私としては、今回のこの改正が、北村部会長が言われたように、幅広くエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）の基礎となる研究機会を広げていくという意味で、その理念を考えるのであれば、この規則案どおりでよいのかなとも思っていました。

ただ、本日、このデータを見させていただいて、それで意外とこの高等専門学校と専修学校の間には、何か状況の違いがあったのだなと再確認させていただいたものですから、基本的には広げていくということに元研究者としては賛成なのですが、何となく住民基本台帳法のことを思い出しながら、小さく生んで、いろいろな研究成果が蓄積されていく中で、あるいは願いとしては専修学校（専門課程）の先生方の中で、データを活用したいという方と、大学研究者や高等専門学校の研究者の何かグループというかチーム化というか、共同研究の機運もできたらよいのではないかと、そんな付加的なことも考えながら、慎重論を唱えました。ただ、お2人の御意見に説得力があったので、せっかく開こうとしているものを閉じてはいけないなという気持ちの中で、今、更に悩んでいるところです。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

県委員、何か追加はございますか。

○縣臨時委員 事実だけ確認したいのですが、このオンサイト利用によって、利用される情報の形態というのがどういうものなのか、ということが正しく伝わっているかどうか、考える必要があると思います。まず、調査票情報そのものは外には転送されないと記載してあることと、それからこの利用者がオンサイト側で加工したものを、統計センターを中心として情報源は1回精査するわけです。そのまま持って帰るわけではないと私は理解しているのです。つまり個人情報の特徴が、提供された段階では非常に薄まっているはずと私は理解しているのですが、それは正しいでしょうか。そこの理解を確認しておいた方がよいと思うのです。

○津村総務省参事官 御指摘のとおり、先ほども申し上げましたけれども、個人情報が出た場合で漏れる可能性は極めて低いとは思っております。ただ、一方で、当然見ることはできますし、あとは検索すればというか、ある程度広く直接調査票情報を見ること自体はできるので、覚えて持って帰ることはできてしまうということではあります。だから、この個人がどういう方か、を特定できる形で見ることはできてしまうことにはなります。変な話ですけども、悪意を持った人が入ってしまっていて、それを覚えて持って帰られたらそれは防ぎようがないということでもあります。写真を撮るとかそういうことは、一応、監視カメラなどで防ぐという形にはなっております。

あともう1つが、計算の結果、作表の結果につきましては、それを外に持ち出す際には、当然審査をした上で持ち出すこととなりますので、基本的には個人情報が出るような形では審査は通さないという形では考えています。ただ、一方で、あまりに個別に具体的に見るという話になりますと、非常に手間がかかる話になってしまいますので、審査をどれぐらいの精度で行うのかということにつきましては、どちらかという但至少とも当初につきましては、セーフティ側によるという取扱いをせざるを得ない。それが研究者の側から

見て、ここまで、このぎりぎりのところを出したいのだといった議論になった場合に、きちんと説明できるような方でない場合には、変な話ですけれども、その審査がやたら手間取ってしまうといった実務上の問題は生じ得ると考えているところです。要するに話を通じる統計の知識が十分にあるような方でない場合には、審査をそのまま受け入れていただかないとかなり大変なことになってしまうということが実務上の懸念としてはあると思っています。

○**縣臨時委員** もう1ついいですか。

○**北村部会長** どうぞ。

○**縣臨時委員** もう1つ確認ですが、このオンサイトを利用する場合には、まず利用目的等全て申請するわけですか。その申請の段階で1つ審査が入るという理解で宜しいですか。今のような御懸念というのは審査をした後に、なお、そういうことが生じ得るということをおっしゃっているのだとは思いますが、まずこのオンサイトにアクセスして利用するという段階で、相当程度、今、おっしゃったようなデータの扱い上のわきまえや能力ということは、審査を経ているのではないかと私は理解しているのですが、如何でしょうか。

○**津村総務省参事官** もちろん、審査は、ほとんど実務の方々の方が詳しいのかなとは思いますが、審査ということで、学術研究のものであるかどうかというのは、見ているはずではあるのです。けれども、通すときはいいのですが、これは認められないというふうに言えるだけの実務が本当にできるのかというところが、多分、実務の方々からは懸念があるのではないかとということです。要するにこれは学術研究ではない、そもそもの、ポジで書いたもともとの話に戻ってくるわけですが、これは学術研究ではないというものを、そのとおりにきちんと言えるかという実務的な問題はやはり付きまとうというところはあります。そうすると、外形的にある程度ポジで書かれているような条件で記載されていることが望ましいといったようなことが要請としてはあると思っております。

○**津村総務省参事官** もちろん、審査は、ほとんど実務の方々の方が詳しいのかなとは思いますが、審査ということで、学術研究のものであるかどうかというのは、見ているはずではあるのです。けれども、通すときはいいのですが、これは認められないというふうに言えるだけの実務が本当にできるのかというところが、多分、実務の方々からは懸念があるのではないかとということです。要するにこれは学術研究ではない、そもそもの、ポジで書いたもともとの話に戻ってくるわけですが、これは学術研究ではないというものを、そのとおりにきちんと言えるかという実務的な問題はやはり付きまとうというところはあります。そうすると、外形的にある程度ポジで書かれているような条件で記載されていることが望ましいといったようなことが要請としてはあると思っております。

○**北村部会長** では藤原委員、追加で今のこれまでの議論で。

○**藤原臨時委員** 特に。

○**北村部会長** そうですか。

○**藤原臨時委員** 明確というか、次の論点と絡むと思うので、議論を混乱させるといけないと思うのですが、調査票情報といってもいろいろありますよね。国勢調査あり、基幹統計あり、一般統計あり。それから先ほど監視カメラと言いますけれども、もう民間あるい

は地方公共団体でも、安全措置ということで、例えば品物をまずその部屋に入るときに全部スマホ等を始め、取られるというか、置かれますよね。そういう観点もあるし、さっきの説明者がおっしゃったように、頭の中に故意に覚えたものは、これはもうどうしようもないというのは本当にそのとおりですよ。そういうもろもろの状況と、もう1つは先ほど来の話で、それはどちらが明確かといえば、2案で切っちゃう方がそれは明確ですけれども。少し利用実績がないので結論は変わらないのかなと思うのですが、若干の抵抗があって1案だと申し上げているのは、利活用ということもあるのですけれども、さっき第2号で共同とおっしゃいましたけれども、直接に第1号イ(4)で地方公共団体あるいは行政機関の長が相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めるというところの判断ですよ。多分、この情報の書き方の判断というのはやはりハードルがかなりきついということになるかと思うので、そうすると、確かに高等専門学校と専修学校、違うのだということは今日の資料で分かるのです。けれども、何らかの研究をしたいというのをそこで排除してよいのかというところが、それも利活用という意味では少し引っかかるというところで、特段新しいことがあるわけではありません。

○北村部会長 私もその点、結構気になっています。専修学校の方と一緒に共同研究したという経験もないですし、そういうところから利用したいという申請を受けたことも、相談を受けたこともないので、潜在的な可能性としてお話しします。今までそういうものがないということもあるかもしれませんが、例えばこれからビッグデータを教えるとか、データサイエンスについての専修学校とかコンピュータ学校とかいろいろなものが出てきて、あるいは社会科学系の分析をする人を養成する専修学校というのが出てきた場合には、政府統計を使って実際にいろいろやってみたいという人、あるいはそういうところで教える教員の中には経済学とか統計学の専門家が入ってくる可能性はかなりあると思われます。そういう人たちもいるという、今後出てくる可能性があると考えたら、事前に排除するというのも問題がありますし、ここに名前が明示的に記載されているということは逆に自分たちも使えるのだと思って、積極的に利用者になってくださるという可能性もあります。今までは当然自分たちは使えないものだと思っていたので、何もそういうことをしなかったけれどもという側面もあるのかなとは考えます。利用者サイドの範囲をどうするかというのは、今までの統計で見れば確かにそんなに利用者はいないかもしれないですけれども、もしかしたら将来、そういう人が出てくる、そういう学校が出てくる可能性があるという気はしないではないです。

石井委員、何かあれば。

○石井臨時委員 ありがとうございます。

オンサイト利用のところで確認させていただきたいことがあります。学術的価値があるかどうかと、そのデータの取扱いが適正に行われるかの両方について、申請のときに見るということによろしいですよ。

○津村総務省参事官 当然、こちら第19条、こちらの資料1の7ページにあります学術研究の発展に資すると認められるかどうかということ。それからきちんとそれが公表されるかどうか。それから個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないか。そ

れから、適正管理義務措置はきちんと講じられるかといったことについて、それが分かるような資料を出していただいて、それを審査するということになるかと理解しております。

○石井臨時委員 ありがとうございます。

その上で先ほどの御質問との関係ですけれども、オンサイト施設を訪れた人がデータ処理領域を使って処理を行った結果、個人を識別できる情報などが含まれていないかどうかを最終的に審査した上で、持ち出しを認める。その審査の過程で、データの中身まではどこまで見られるかは、はっきりしないという理解でよろしいですか。

○津村総務省参事官 その結果をそれぞれの行政機関が審査するということになりますので、例えば調査票であれば、最低限のそういったソフトがありますので、そういった個人情報漏れがないかどうかソフトにかけて、そのパラメータにもよるものですが、ある程度、当初は恐らくは厳し目のパラメータで、それがあまりに外れない、個人情報が容易に漏れるようなものではないかどうかの最低限のチェックは、少なくとも行われるということになるとは思っております。

○石井臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

その調査票情報を提供するとき、オンサイト施設を使うかどうか、オンサイト施設で処理され、どのような情報が持ち出されるかというところで、情報の安全性が大きく変わってくると思います。2と言ってしまった以上は簡単には意見を変えない方がいいのでしょうか。案1に大いに反対するというわけでもないというのが、正直なところではあります。ただ、やはり個人情報が含まれ得る情報の提供という点、影響は大きいと思いますので、そういう観点から申し上げますと、ニーズが高くないであろうところは一旦外してみて、運用してみるという立場で、一応は2にしておこうかと思っております。

○藤原臨時委員 よろしいですか。

2案の方からの歩み寄りがあったので。1案の方として、かえって難しいかもしれないですが、先ほど来申し上げているように、前の改正のときにいろいろ見たのですが、調査票情報っていろいろあるということで、カテゴリーで括るか。今、議論をしている類型の方々については、見られる調査票情報というのでアクセスというのはできないのですか。医学研究だとありますよね。学者、研究者。医療データなんか、医師、看護師、その周りの人という介護関係でも、アクセス権限が少しずつ違うというのはあるのですが、それはナンセンスな議論でしょうかというそもそもの質問です。つまり調査票といたって、国勢調査から、先ほど申し上げたような基幹統計あり、公表されているものに近いという一般統計ありですから、ビッグデータ分析等というと、ある意味でいえば、公表されているものに近いのを使って、その先生方が新たな教育をなさるのかもしれないし、研究なさるのかもしれない。かなり下からのプラクティカルな議論ですが、そういうのがあり得るかという、一般論としての質問です。かえって面倒ですか。

○津村総務省参事官 資料2の16ページ。適正管理義務のところを御覧いただければと思います。こちらの一番上、組織的管理措置の(2)のところ、組織的管理措置として、調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすることと記載しております。ここにおきまして、組織として受ける場合であれば、具体的な、誰がどういった権限を持

って扱うのかといったことについては、それぞれで決めていただくと。当然そのときには、その調査票情報のリスクごとにどうするべきかといったようなことを勘案して決めていただくことが想定されているということです。当然そういったことは考慮して取扱いをしていただくということなのかなと理解しております。

○藤原臨時委員 私が申し上げたのは、そもそも渡す調査票情報自体を大もとのところでランキング付けをするかという話なのです。

○津村総務省参事官 現状ですけれども、そもそも調査票情報と申しまして、実は個人情報が入っているものもあれば、入っていないものも多分あると理解しております。また、秘密が入っているものもあれば、全く秘密のない、公知のものだけというものもあるのですが、それを全部まとめて調査票情報という形で条文上は同じになっているということで、それも含めて相対的に判断してという形になっているのかなと思います。

○藤原臨時委員 今おっしゃったとおりなのですけれども、それを前提として一律に記載されている調査票情報の解釈として、一応、1案だが、ガイドラインで、しかしながらここに行くときはこういう解釈になるという規範、具体化規則的なものなのですけれども、そういうことをやれば妥協はできるかなと思ったということでありまして。原則私は、先ほどの部会長と同じ立場で、最初から排除というのはいかがかなというのはずっと変わっていないのですが、石井委員も少し歩み寄ったし、こちらも妥協案を出してみたというだけなのですけれども、そういう工夫によって決着があり得るかなと思いました。ただ、それが実務上、ここに実務の方々、たくさんいらっしゃるけれども、それは実務上無理だよということであれば、これは撤回しなければならないのだけれども、ということです。

○北村部会長 どうぞ。

○清原委員 私は元研究者の立場では案1なのです。これはどの研究者へも開いていくべきであると。ただ、この間、市長という仕事をしてきたので、「個人情報保護」についても大変重要に扱ってきた立場があり、あるいは実務の仕事の面でのニーズが相対的に高いところからまず始めてみて、新しい実務に対して対応していくみたいところで、現実的な案の2を当初は支持いたしました。私は北村部会長がおっしゃった視点がとても大事だなと改めて考え直しました。それはどういう視点かというと、これまでの過去と現在の状況についてデータを示していただいたのですが、今回の法の理念から考えますと、統計についてやはり、より一層、国民あるいは学会はもちろんのこと、産業界でももっと多様に活用していきたいと。そのときに統計人材の裾野を広げていくということも大きな統計改革の1つだと思うのです。したがって、専門学校、専修学校というのはもちろんですし、最近では東京大学もそうした観点から統計に特化した人材育成の取組を強化して、一般の皆さんが学ぶ機会を整備するということになっていますので、それらを考えますと、未来志向で考えればやはり案の1を採りつつ、先ほど藤原委員も言ってくださったし、ガイドラインのところでも一定の更なる個人情報保護であるとか、あるいはオンライン利用のときの配慮であるとか、運用面での工夫をしていただくことで、私は案の1で大丈夫ではないかなという思いを今、強くしました。ごめんなさい。石井委員。

○北村部会長 ありがとうございます。

提供をする側の実務者サイドでどういう意見があるのかを少し聞いてみたいのですけれども。各省庁から何か。どうぞ。

○藤原臨時委員 聞いてみたいです。

○岩佐総務省統計局総務課長 統計局です。

統計局は、実際二次利用も相当している立場です。それから、オンサイトなども統計センターと一緒に整備を進めておりまして、二次利用を推進する立場であるということと、やはり大規模な統計調査を実施しているという立場もございます。今回、この整理表、きれいにさせていただいて、特に統計局として何かというのはありませんけれども、やはり今回一般研究の方も、調査票情報を使われるということですが、先ほど審査が難しいという点が少し出ておりました。我々も先ほど、政策統括官室から御説明がありましたように、秘匿の観点とかいうところは、十分技術的な審査が可能かと思っておりますけれども、そもそもそれが学術目的なのかどうかといったところは、基本的には学術だと言われればそういうものかなということも含めて考えなければいけない。そういう意味では、ここに記載されている組織としての了解といいますか、そういったものは省令レベルとかガイドラインレベルでも構わないのですけれども、何らかそういったものをいただきながら我々も判断していきたいなという気持ちはあります。そういった意味で、ここに記載されておりますので、このような流れの中でしていただく分には、我々としては特に異論はないということです。

○北村部会長 ほかの省庁の方、何か御意見、御感想があればお願いします。

文部科学省、どうぞ。

○船本文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐 文部科学省でございます。

今、統計局からも御意見がありました。やはりこの学術目的という点で、当省としては、案をいただいたときに議論がありました。やはり省内の整理についても、教育的な観点で見れば、いわゆる専修学校（専門課程）の卒業生が大学院に編入できるという点ではつながりが感じられるのですが、こと学術といったときに、なかなか学校教育法に読めないということで、そこはどうなのかという意見があったということはお伝えさせていただければと思います。

以上です。

○北村部会長 ほかに何か御意見ありますか。

○縣臨時委員 よろしいでしょうか。

○北村部会長 どうぞ。

○縣臨時委員 確認ですが、今まで聞き逃したのかもしれませんが、この目的に合致するかどうかを判断するのは誰なのですか。それぞれその当該の何か要請のあった統計を所轄しているところなのですか。それとも統計センター系のところで、あるいは政策統括官のところになさるのですか。それが今までよく分かっていなかったと思います。

○北村部会長 統計の利用の許可を最終的に出すところはどこかということですか。

○縣臨時委員 利用許可の判断は誰がするのですか。

○津村総務省参事官 これは基本的には統計調査を行って調査票情報を保有する行政機関

が行うということではあるのです。本規定、今回の改正におきまして、包括的委任を統計センターに対してできるという形になっておりまして、今回、統計センターとも相談をしておりますけれども、そういった判断につきましても統計センターの方に委任ができればなということについて、相談をしているということです。統計センターの方で判断することもあるという理解でよろしいですね。

○岩佐総務省統計局総務課長　そういうことなのですけれども、もちろん統計センターが判断することはできませんので、ベーシックな判断基準を所管省庁からいただいて、それに沿って、その範囲に収まるものについては統計センターの方で判断させていただく。乗り越える場合は、また御相談させていただくという形になると思います。

○藤原臨時委員　1点だけよろしいですか。先ほど来、歯切れが悪いので、さっき議論も出たのですけれども、私が示した妥協案は、要するに統計の中で学術研究の用途を直接連動するかどうかは文部科学省のおっしゃったように、まだ少し分からないところの専修学校等には、画一的には渡さない統計もあってもいいのではないかというのが、先ほどの私の妥協案なのです。調査票情報を分けてもいいのではないかという。なぜそう申し上げたかという、私自身も理解していますし、そこは部会長と一緒にすけれども、利活用ということで始めたのだからということは重々承知しているのですが、一方、統計センターのおっしゃったことで考えていることを申し上げると、我が国のこれまでの歴史として、国勢調査に対して、国民がどういう感度を持っていたかという側面と、利活用というのは結構矛盾、抵触するところがあって、そうすると、受容性という、国民が受容してくれるかどうかという観点から、その基幹統計あるいは国勢調査のようなもの、こんなものまで専修学校とか、学術と直接関係のないところに行ってしまうのかというふうに国民が捉えたらあまり意味がないなど。多分それが清原委員のおっしゃっている自治体の現場の感覚だと思ったので、そこで歩み寄ることができないのかなと申し上げたということなのです。1案ではあるのですけれども、やはりその視点がなかなかぬぐい切れないので、歯切れが悪いというのは正直に申し上げます。

○北村部会長　何か御発言ございますか。

○清原委員　そうですね。御指摘のとおり、この間、国勢調査を実施するには、本当にいろいろな困難に自治体は直面しています。最小限の数少ない質問項目ではありますが、しかも全国民に、今在住しているところで答えていただくので、本当に実態が分かる貴重な調査ではあります。しかし、やはり改めて市民の皆様の中には、これを答えることで公益的に使われるという思いだけではなくて、決してこちらは悪用も乱用もする気持ちはなくても、答えにくさを訴える方も多いですし、調査員も大変、困難に直面していることも事実です。それでは、オンライン調査に変えたから、それではどうかという、現時点ではオンライン調査をされた方にも、もう1回調査員が確認するというようなことが生じますので、今、藤原委員が言ってくださったように、何となくそのセンシティブな機微の情報というか、そういうものと日々直面しているのです。あるいは医師の方であれば医療情報をやはり機微情報として扱っているみたいな感覚が、先ほど冒頭申し上げましたような学術的、研究的なことが今までの実績の中からあまり明らかになっていないところ

は、まずは避けた方がいいかなという感覚で申し上げました。それはそういう感覚なのです。感覚なのですが、私は法と規則とガイドラインと、そういうところで、きちんとした配慮をしていくということと、総合的に考えなければいけないと思っていますので、原則開いていけば、全て機微情報から何から侵害されるかという、そういうことではなくて、恐らく今、委員が提案していただいたような、「きめ細かいガイドライン」等の配慮、あるいは「運用上」のこと、更にはいつもいつも私たちが気にしなければいけない「倫理」といいますか、「研究者の倫理」というか、そういうところを再確認するチャンスにさせていただくことによって、調整というか調和できるところもあるかなとも感じました。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

この点に関しては、今、統計改革が進んでいるという1つの大きな理由は、統計というのは非常に貴重な情報で、それを使って今後社会を運営していくことが流れとしてありまして、それをいかにうまく使えるか、それはその利用者がエビデンスベースに基づいた政策決定を行うとか、いろいろな制度設計をするときに使うだけではなくて、社会全体で情報をシェアして有効に使っていく。もちろんその裏ではきちんと個人情報の保護とかいろいろな制約は課すべきですし、そういうことをガイドラインできっちりすべきと思うのですが、流れとしてはそっちの方にきている。目的だけのために統計を使って、それで集計表を出したら終わりという時代ではなくなっているということです。さらに、かなりお金をかけて集めている統計を二次利用も三次利用もしないで、放置しておくということが許されるほどの財政状況でもないと考え、やはりいろいろな形での利用方法を考えるべきであると思います。この点は確かに非常に重要な論点ですので、今回、今ここで結論を出して次に行くというよりは、できればこの案件はもう1回、次回の審議事項に残して、もう少し話が簡単に進みそうなところに移らせていただきたいと思います。もし何かあれば是非。

○石井臨時委員 ありがとうございます。

確かに統計情報の利用拡大、それから新しい学術的知見を見出す可能性を考えたときに、専修学校を外すというのはその趣旨にはそぐわない考えだろうというのは、確かにおっしゃるとおりだろうと思います。歩み寄りのその案の1に、まず調査票情報の中にもいろいろな機微性の高いものから公開情報に相当するものまでグラデーションがあるということです。カテゴリー分けを工夫してみるというのが1つです。それから評価を行う者に関する御指摘もあったかと思いますが、学術研究の発展に資するかどうかという評価を、行政機関それから包括委任を受けた統計センターの方で、なかなかベーシックの判断基準があっても判断し切れないところはあるかもしれませんので、例えばその評価できる学識経験者の意見を聞いてみるとか、そういった方法が可能であれば御検討いただくのも一案としてあるかと思いました。

それから出口のところの審査を少し厳し目にさせていただく。ソフトウェアをかけるというお話がありましたけれども、オンサイト施設から出るときのデータに危険なものが含まれないような、ソフトウェア以外のどんな仕組みがあるか今、思い付きませんが、

少しそこを厳し目にさせていただくというのが望ましいかと思えます。

○北村部会長 この点について、もう1回、事務局と相談してまとめて、また次回、議論させていただきます。

それでは続いて、非常勤教員が個人で、調査票情報の提供等を申請する場合について議論させていただきたいのですけれども、資料2の7ページの改正規則案第19条第1項第1号イ(2)を御覧ください。

大学等に所属する教員については、当該大学等にいわゆる専任として所属している方から、非常勤教員といわれるような方まで様々な方がおられます。非常勤教員といわれている教員も常勤教員に近い方もいれば、大学等との関係が非常に薄いながら、非常勤教員の肩書を持っている方もおられます。このように「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」であることの推定が難しいと思われる方もおられることを踏まえて、所属する組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等、組織としての裏書きがある場合であれば、「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」として、一定の明確な判断が可能ではないかと考えます。したがって、今述べたような組織としての裏書きを調査票情報の提供をする場合の要件である「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容とし、省令の解釈としてガイドラインによって示すことを求めるというのも一案だと思われます。

この案について、御意見があれば伺いたいと思えます。いかがですか。

これは特にあまり異論のない話かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

非常勤の取扱いについては、今、提示させていただいた案でお認めいただいたということで、事務局と相談して審議を取りまとめる答申案の文案をこれに基づいて作成したいと思えます。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 ありがとうございます。

次ですけれども、オーダーメイド集計や匿名データの提供の範囲の拡大という点です。これは資料2の10ページを御覧ください。

現行の総務省令では、これらの範囲について、学術研究や高等教育の発展に資する場合に限定されています。オーダーメイド集計や匿名データの提供については、平成19年の法改正により調査票情報の二次的利用制度として導入されたものでありますが、統計法の施行状況として統計委員会にも報告されてきましたように、制度導入後10年間にわたり安定して運用されてきました。また、これらの制度は調査票情報自体が提供されるものではないことから、国民の統計調査に対する信頼を損なうおそれが小さいと考えられます。

今般の統計法の改正の議論において、これらの制度については運用として提供対象を拡大する方向で説明がされました。改正規則案はその内容に沿っていると評価できます。なお、統計法の改正により、調査票情報の提供と同様、提供等に係る公表制度が措置されたこと、匿名データについては省令レベルで適正管理措置を定めるとされているところです。

以上を踏まえますと、諮問された改正規則案のオーダーメイド集計や匿名データの提供の範囲の拡大に係る部分については、適当と考えますが、御意見があればお伺いしたいと

思います。

これも拡大するという方向でよいのではないかと思いますので、格段の御意見がなければこのオーダーメイド集計や匿名データの提供の範囲の拡大に係る改正規則案については適当であると認めたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、本件は今申し上げたとおり対応することし、審議を取りまとめる答申案については事務局と相談して対応したいと思います。

次は、(2)の調査票情報等の適正管理措置の問題について、議論したいと思います。

そこでは、「①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか」、「③他制度と比較して必要十分な措置となっているか」、「④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか」について議論したいと思います。

このうち、まず「①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか」、当該論点と類似の「④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか」について議論したいと思います。

資料2の15ページ、3つ目の丸を御覧ください。

調査票情報の適正管理措置と特定の個人又は法人等を識別できないように加工した匿名データの適正管理措置を書き分けて規定しており、例えば、匿名データに関して過重な負担を求めないといった実務上の配慮がなされております。

また、新たに設置された法第33条の2の規定による調査票情報の提供については、運用上、オンサイト施設(調査票情報を画面上で閲覧することのみできるものであり、当該情報を外部に持ち出すことができない施設)の利用を想定しているものとの説明を受けました。この場合、調査票情報の適正管理措置として、物理的措置として調査票情報を取扱う区画への立ち入りの制限措置(入退室管理を行うこと等)はもちろんのこと、当該区画の常時監視措置(オンサイト施設において監視カメラの設置を行うこと等)の条件が課されており、オンサイト施設での利用を前提としたレベルでの適正管理措置となっております。

以上を含め、適正管理措置として定められた改正規則案を見ますと、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置、及び改正法の趣旨を踏まえた調査票情報や匿名データの利活用の推進に関し、実務に配慮した内容となっていると考えられます。

したがって、この点についてはおおむね適当と考えますが、これについても御意見があれば伺いたいと思います。

縣委員。

○縣臨時委員 オンサイトは既にこの資料の下にあるようになり増えてきているわけですが、従来何かそこで具体的に問題だと認識されるようなことが起きたことがありますか。

○津村総務省参事官 具体的な問題というよりは、実務の問題として、審査がやはり慣れていないという問題があって、審査に非常に時間がかかり過ぎてしまっているというのが問題であります。もちろん漏えいとかそういう問題ではないのですけれども、そこはセー

フティを目指せば目指すほど、あるいは詳しいものを出そうとすればするほど、審査というのはどうしても時間がかかってしまうところがあるので、ある意味、割り切ってやることについて、研究者の方に御理解をいただきながらやっていかないと、なかなか時間内ということが難しいという問題があるように聞いております。

○**縣臨時委員** ただ、物理的に何か疑わしき事象が起きたということではないですね。

○**津村総務省参事官** もちろん当然これまでここでやっているのは第33条に基づくもの、第33条の2の方はまだ施行されておられませんので、第33条の方でやっていただく、あるいは行政機関の方に使っていただくという形でやっておりますので、そういったことは、まだそういったリスクにさらしたということではないということかと思えます。

○**北村部会長** 一橋大学で運営しているサイトなのですけれども、定期的に検査が入って調べられておまして、国際的な水準で管理はされているのですが、利用者サイドとしての問題はこれが移行措置といいますか、現在、それを試行から少し実際に移りつつあるのですけれども、使える統計自体が限られていて、オンサイトといってもそこに行けば全ての政府統計が利用できるという環境にはなっていない。自分が使いたい統計があれば来るインセンティブがあるのであるのですけれども、そうではないということなので、本来はオンサイトに行かないと統計の二次利用はできないという前提があり、その上で全ての統計がそこに行けば利活用できるという状況になって初めて本格運用が始まると思うのですけれども、まだそこまで行っていないというのが限界かなと思えます。

○**清原委員** 関連して質問させていただきます。今のオンサイト施設で、部会長も運営に係っていらっしゃるということですが、現時点ではこのようなデータについて使いたいということを希望すれば、そこで使えるという状況ではなくて、あらかじめ用意されているデータを使うという実績があるだけでしょうか。

○**津村総務省参事官** 要するに準備をする都合が。ある程度、データセットとして、さらせるような形に整えた形にする必要がありますので、そういった形でのものを順次、今、増やすよう実務的な努力をやっているという状況であると理解しております。

○**清原委員** 今後、このように利用の拡大が図られていたときには、準備するのも本当に大変だと思うのですが、やはり研究ニーズに応じていくことになると、このオンサイト施設運用のための人員も必要でしょうし、予算も必要ということなのですが、そういうことも含めて、オンサイト利用を促進していくような条件整備というのは、一定程度は見通せているのでしょうか。

○**津村総務省参事官** 基本計画の中に、オンサイト施設の整備といった項目を、ちょっと今、手元にないのであるけれども、そういった項目が含まれておまして、それに従って統計局を初め、努力していただいていると理解しております。

○**北村部会長** 少し統計局から実情を御説明願います。

○**岩佐総務省統計局総務課長** 今、御説明がありましたように、まだ試行運用中でありまして、まだ一般統計の方も開いておりませんので、そういう意味では、今、10プロジェクトぐらいまず試験的に、オンサイトもまだ今、10カ所ぐらいですので、それぞれで今、審査のやり方などを検証しているところです。それで今、審査も迅速にするためのシステム

を別途、今年度中に整備しようということで導入していきまして、そういったものが入ってきますと、先ほども少し御説明がありましたけれども、秘匿の確認がより機械的に迅速に処理。それからデータの方も今、そろっておりませんが、各省庁連携して、できるだけ主要なものは今年度中にオンサイトの準備ができるように、全部は難しいので、順次になるのですけれども、できるだけ整えていくような努力は現在しているところです。

○清原委員 ありがとうございます。

私としても今、部会長が提案されましたように、現時点の試行的な取組においても、立ち入りの制限措置、あるいは監視カメラとか、そうしたことをされていて、特段の利用者の違和感とか、あるいは先ほど縣委員も質問されたことでいえば、何らかの不正とか少し危ないこととかという事例が今までないということであれば、今、御提案された規則で十分だと思うのです。一方で研究者というのは、とても研究意欲が高まってくると、例えばUSBが使えない、ハードディスクが使えないという制約の中で、時間的な制約とか研究上の課題の中で、一定の葛藤というか、そういうものがあるがらの利用になることは事実だと思うのです。したがって、先ほども申し上げました研究者倫理あるいはバランス感覚の中で支えられて、このデータが公共的に使えるのだということなどについて、やはりより一層の研究者の意識の向上というか、そういうことが必要かなと改めて感じました。それをしつつ、御提案のようにこの適正管理措置、規則で示されているというものは、一定の充足度のあるものなのではないかと感じました。

以上です。

○北村部会長 どうもありがとうございます。

今の点は非常に重要だと思います。特に利便性といいますか、使う側の要請みたいなものにもある程度応えていただいて、適正管理の枠の中で、ですけれども、両者が使いやすい環境を提供していただくという形で改善していきたいと思います。

では、何かほかの省庁からありますか。多くのデータが提供されていないという件についてなんですけれども、それは需要の高い統計からまず利用可能にさせていただくということだと思いますが、長期的には基幹統計が全て利用できるような形にさせていただくと非常にありがたいと思います。

では、取りまとめたいと思います。「①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか」及び「④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の促進に関し、実務上の問題はないか」という点については、改正規則案は適当であると考えます。これでよろしいでしょうか。

○藤原臨時委員 1つだけ質問があります。入退室管理。今、利便性とのバランスというお話が出たのですが、入退室管理のときに、私が先ほど申し上げた持ち込み規制等はやっているのですか。

○津村総務省参事官 オンサイト施設に関しましては、そういった形でチェックをすることになると理解しております。

○藤原臨時委員 端的に言えば、スマホを持ち込んでいいのかどうかです。

○北村部会長 スマホは禁止しています。ただ、眼鏡にカメラが付いているとか、そうい

うのが出てくると、もう対応できなくなるかもしれませんがね。

○藤原臨時委員 いや、これはいわゆる民間部門、通則がある民間部門の個人情報保護法の運用で実務の場面ではかなり厳しくやっていますよね。それに合わせるのか、あるいは清原委員のおっしゃった研究者倫理をある程度信じるのかで、少し運用が違ってくるのかなと思いましたので、念のために申し上げたということです。僕は、最初は厳しい方がよいと思っていますが。最初はですね。

○北村部会長 何かあれば。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 そのようなことも踏まえて、運用はしっかりしていきたいと思います。やはり新しくやる部分ですので、しっかりとそういうことに関して遺漏がないようにしていきたいと思っています。

○北村部会長 よろしいですか。

では、この点につきまして、答申案については事務局と相談して、文案を作成したいと思います。

次に、「③他制度と比較して必要十分な措置となっているか」についてです。

資料2の15ページを御覧ください。個人情報保護法ガイドラインで採用されている安全管理措置のカテゴリーを基本に、各主体が適正管理措置として講ずるべき内容が、主体ごとに書き分けて規定されております。

また、措置の内容として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条の規定を参考としています。

以上を踏まえますと、改正規則案は、他制度と比較して必要十分な適正管理措置となっていると考えますが、この点については、専門家の先生がおられますので、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○石井臨時委員 よろしいですか。

○北村部会長 どうぞ。

○石井臨時委員 どうもありがとうございます。

主体ごとに書き分けるというお話でしたけれども、大学のような組織が行う、調査票情報の提供を受けて、学术研究のために使うといったときに、実質的にやらなければいけないことは組織的な措置と人的な措置、あとは委託する場合のその他の措置で、その物理的措置、技術的措置というのは、どこの主体がやろうとオンサイト施設を使うとなったときには、もう、そのオンサイト施設を使うことについて同意をする、それをやりますということでした承すだけですよね。

○津村総務省参事官 オンサイト施設を使う場合に関しましては、物理的管理措置と技術的管理措置については、満たされているということであります。ということで、基本的には、オンサイト施設を使っただけで、第33条の2に関しては想定されておりますので、ただ一方で、今まで第33条で提供されていた方々に関しましても、今までは何も書いていなかったということがありますので、そういった方々に関しても、具体的にこのようなことはきちんとやってくださいということで、今回、当然今までも第33条に基づいて、ガイドラインレベルでやっていただいたということではあると理解しているのですけれど

も、それを明示的に省令で今回書いたという形になっております。

○石井臨時委員 分かりました。大学が組織として行う場合と、大学の教員が行う場合で、どう実務的に切り分けて運用していいのではないかとこのところが、大学に所属する者として悩ましい点でもあります。筑波大学の場合は、個人として行うというよりも、科研費をもらって行う研究は全部大学が資金管理するわけですし、公益財団法人からもらうときでも全部大学が資金を管理して、その範囲で使ってやっていきますので、これは大学の研究である、これは教員の個人の研究であるときれいに分けられるのかというところは、きれいな線引きが難しい点と思われます。そのときに、組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置のやらなければいけないことが変わってくると、運用面が混乱しそうな心配があるという気がしました。

○津村総務省参事官 基本的に組織としてやっていないときに、組織的管理措置というのは書けないということですので、個人としてももちろん受ける場合が、従来ですと科研費を受けている方が原則なので、基本的には組織として受けていらっしゃるというのが、申込みも組織としてやっていらっしゃる方が多かったと理解しております。それが個人として出すことができるということになりますと、個人として責任を負っていただくということになるので、主体として個人をきちんと書いておかなければいけないのであろうということで、書き分けているということでもあります。だから個人として受けている場合には個人としてのその他の管理措置が書かれているという形になっているということでありまして、条文を見ていただいた方が分かりやすいかなと思いますけれども、27 ページです。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 すみません。前回の資料も置いてありますよね、たしか。前回の資料でいうと……。

○津村総務省参事官 資料1-1。条文そのものに戻ってしまうのですがけれども、一番上に公印が付いてあるものです。

25 ページの第42条がこの調査票情報の提供を受けた者についての適正管理措置についてですけれども、第1号は公的機関等に対しての提供ですのでよいとして、第2号が法人等についてのもので、法人等に対しましては、組織的管理措置と人的管理措置と物理的管理措置、技術的管理措置、それから委託に関するものというのが、こちらの26ページから27ページまで書いてあるという形になっております。一方で第3号がそれ以外の者ということで、組織的管理措置は書いていなくて、個人を想定していますけれども、物理的管理措置、技術的管理措置、その他の措置という形で、その他の措置のところ、提供を受けた者が相当の経験を有する、またそれと同等以上の能力を有することといった形で、個人としてどうなのかという形で書き分けているということでもあります。

○北村部会長 どうぞ。

○石井臨時委員 では科研費をもらって、調査票情報の提供を受けて、研究を行いますといったときは、どちらに当たるのですか。

○津村総務省参事官 基本的に科研費を受け取っているときには、科研費の受け取る主体は組織として受け取っていらっしゃるかと理解しているのですが、そういうことではないでしょうか。組織として受け取っていて、組織として対応しているということであれ

ば、組織としての対応ということになると思います。だから個人として科研費を受け取っているということがもしあるのであれば、それはそういう形になると思いますけれども、多くの場合は。

○北村部会長 個人で受ける場合というのは、大学で受ける場合が多いのですが、その大学からほかの大学に所属している人にお金を転送して受ける場合もあれば、そうしないで、協力者なのだけでも分担者でもなくというポジションがあって、そういう場合は、大学は関与しないので、そういう個人研究者も出てきます。科研費の場合でも。

○津村総務省参事官 その場合も実質的な、どういった方が何者として、その申請をされるのかという話だと思います。その場合には、その申請のときの、何者として申請をされるのか次第で対応が変わってくるということですので、申請をされてくるときが、法人として申請をされるのか、それとも個人として申請をされるのかに応じて、当然、適正管理義務の主体は変わってくると理解しています。

○清原委員 関連してよろしいですか。

○北村部会長 どうぞ。

○清原委員 この第42条でございますが、組織的管理措置と人的管理措置等々、物理的管理措置、技術的管理措置等の後に、ホとして「その他の管理措置」で「調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと」と、委託についても明記してあります。研究者の共同研究であれば、委託関係ではないわけなのですが、しかし委託についても配慮したことが法人のところにも書かれておりますでしょう。その他の者のところには、必ずしも委託は書いてないのでしたね。委託という言葉はね。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 今の個人については、その他、前2号に掲げる者以外の者のところに書いてありますけれども、それのハのその他の措置。この場合、個人なので、組織で担保されている部分を、このその他の中で書いているという関係があって、委託の方は最後の方の（5）、（6）に書いています。

○清原委員 分かりました。この「委託」というのがなかなか実は悩ましいことでして、すなわちどれだけ審査を丁寧にして、研究者として一定の学位もあるし、研究目的も正しいということですが、この委託を受けた者が必ずしもそうであるとは限らない場合があるので、このことについての配慮はこの法にも書かれてありますし、適正にしなければならないと思います。このことに関連した適正管理措置の項目はありましたかしら。規則案に、委託について。

○津村総務省参事官 基本的に委託を自分がするときには、親元というか提供者に対して、それをやることについての確認を求めなければならないという規定を書き込んでおります。更に言うと、委託されたところから孫にやるときにも、更に一番最初のところに戻って確認をしなければならないということになっております。そのときに、あなた委託になってしちゃだめよと言え、それは委託をしてはいけないという形になっております。

○清原委員 分かりました。では委託については原則として慎重にというか、あり得るので書いてあるけれども、原則としては審査を受けて許可された法人なり、個人が当たると

というような考え方でよろしいでしょうか。

○津村総務省参事官 基本的に、一番最初の提供者が知らないところで、情報が渡っていくということはある得ないという仕組みにしているつもりです。

○清原委員 これは格別の配慮をよろしくお願いします。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 もう1点ちょっと補足ですけれども、委託をした場合に、受託者ですけれども、それについて適正管理というのは統計法にも書かれていて、それに応じた形で規則でもこの場合、今、第1項の方を見ていただきましたけれども、第3項が30ページ以降にございまして、ここで統計法の第42条の関係で、委託を受けた場合の委託した先そのものについての適正管理措置もきちんと書いてあって、その上で委託者に対して、委託した人がきちんと確認するのですよという、そこも付加しているということでございます。

○清原委員 部会長、ありがとうございます。ここに、第3項のところできっかりと書いてありましたので、これを含めて私としては部会長案について、その他の法と、規則等とも照らして一定の内容であるということについては合意いたします。本当に委託という名の危険があるので、この辺はよろしくお願いします。

○北村部会長 どうぞ。

○藤原臨時委員 まず、今の委託の点について、清原委員の御意見に全面的に賛成で、公的部門でも私的部門でも個人情報保護の問題の大半、重要な問題は委託あるいは委託先で起こっているというのが周知の事実だと思いますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほどの石井委員の質問との関連ですけれども、私も部会長の御提案の整理で結論は結構なのですが、具体的にマニュアルというか何か、例えば科研費の場合、大学ですることはこんなこと、個人ですることはこんなことで気を付けなければいけないといったマニュアルのようなものでもない、確かに混乱するかなという感じはします。というのは、科研費は確かに御存じのように共通経費で大学にお金は持っていかれて、一定のことをしてくれて、ここの組織的措置で教育までしてくださるわけなのですけれども、倫理の講習を受けないといけないとかあるのですが、しかしながら実際に研究をやるのは個人なので、お互いに何をやればいいのかというのは多分これを読んだだけでは分かりにくいかなという感じはします。マニュアルのような、少し手引きのようなものがあつた方がいいのかなという感じがしました。

○北村部会長 何かあれば。

○石井臨時委員 ありがとうございます。

今、藤原委員が御指摘のとおりで、恐らく大学によって、あるいは研究者によって、これは個人の研究だとか、これは大学が管理して研究基金に基づいてやっているのも大学の研究だというように分けようとする、理解がばらばらになってしまう心配があります。そこで、大学ないしは高等専門学校、専修学校全てが参照できるような統一的なマニュアルを作つていただく必要はあろうかと思ひます。

○北村部会長 この点については、ガイドラインみたいな形で何か準備していただければ

うでしょうか。

○津村総務省参事官 御指摘を踏まえて、遺漏なきように準備したいと思います。

○北村部会長 それでは、他の制度と比較して十分な措置となっているかについて、本当はかなり時間をかけて見る必要があるとは思いますが、ざっと見ていただいて、今、サジェスションのあったガイドラインみたいなことをちゃんと準備していただくということも踏まえて、この案を適当であると認めます。それで文案についてはこちら事務局と相談して、準備させていただきます。

続きまして、(1)の論点である「②調査票情報の提供を受ける者にとって、分かりやすく明確な基準となっているか」や(2)の論点である「②どの主体がどのような適正な管理措置を果たすべきか明確になっているか」を議論し、調査票情報提供等の範囲や主体ごとに果たすべき適正管理措置が分かりやすく明確となっているかについて議論したいと思います。

これについては、改正規則案は主体ごとに適正管理措置を細かく規定されておりますが、調査票情報の提供を受ける者との関係で分かりにくい面があることから、今回、総務省政策統括官室に整理し説明してもらいました。

一方、改正規則案において分かりやすく規定することに一定の限界があることは理解できます。

したがって、国民に対して分かりやすい制度説明を行う運用上の努力を求めることは重要と考えられますので、省令の解釈を示すガイドラインにおいて、分かりやすい説明に努めてもらうとともに、総務省に対し、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページ上、掲載することを求めたいと思います。今、ありましたように、既に意見が出たように分かりやすい説明ということはどうしても必要ですし、カテゴリーを分けて、具体的な例として示していただきたいと思いますが、特にこれについて、追加的に格段、御意見がありますか。よろしいですか。

縣委員。

○縣臨時委員 分かりやすいという意味では、表なりフローチャートを作ることが非常に有効ではないかと経験上思います。

○北村部会長 私もそう思いますので、それは準備していただきたいと思います。

それでは、この点について取りまとめたいと思いますが、「(1)②調査票情報の提供を受ける者にとって分かりやすく明確の基準となっているか」や「(2)②どの主体がどのような適正な管理措置を果たすべきか明確になっているか」については、改正規則案は適当であると認識されたと考えます。

ただし、省令の解釈を示すガイドラインにおいて、今回の当部会での議論を踏まえ、分かりやすい説明に努めてもらうとともに、総務省においては運用時に分かりやすい制度概要や解説をホームページに掲載することを求めます。表の利用など、分かりやすく説明していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○北村部会長 ありがとうございます。

答申案については、事務局と相談して、文案をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、次の改正点に移ります。「(3) 調査票情報の提供等に関する手続等」です。この改正点につきましては、他の改正点より細かい点を確認することになりますので、「① 調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か」、「② 提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か」、「④ 他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか」の論点については、まず、私にから認識した結果を申し上げさせていただいて、その後で議論を続けたいと思います。

まず、「① 調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か」と「④ 他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか」についてです。

これは資料 2 の 25 ページを御覧ください。新たに規定される調査票情報の提供の手続については、匿名データの提供手続に係る現行の規則を参考にし、提供を依頼しようとする者が、申出者の情報や調査票情報の利活用目的等を申出書に記載して提出することとされており、10 年の運用実績を持つ匿名データの提供制度に準じた手続であり、適切と判断いたします。

また、調査票情報の提供の欠格事由に該当しない旨を記載させることとしています。

さらに、調査票情報の提供に係る要件該当性を確認するため、調査研究の名称、必要性、内容及び実施機関等を確認することとしております。

これらを勘案すると、調査票情報の提供の条件を確認する手続として必要十分であり、他制度と比較して不明確であるものはないと考えます。また、過重な手続にもなっていないと判断いたします。資料 2 の 25 ページは改正規則案第 8 条についての説明ですが、第 17 条についても同様と評価できます。

オーダーメイド集計及び匿名データの提供の手続に係る改正規則案についても、上記を踏まえたものであり、調査票情報の提供の手続と同様の評価ができます。

次いで、「② 提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か」について、お話しします。

これも資料 2 の 25 ページを御覧ください。第 8 条第 1 項第 1 号から 8 号までにおいて、申出書に申出者の情報、調査票情報の利用場所・目的等を記載させることとされています。

同項第 9 号において、調査票情報の提供の欠格事由に該当しない旨を記載させることとされており、さらに、同項第 10 号において、調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容を記載させることとされています。

これらを勘案しますと、提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として過不足なく必要十分な手続であると考えます。

改正規則案第 17 条や匿名データの提供の手続に係る改正規則案についても、同様の評価ができると考えます。

このため、3 つの論点、「① 調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か」、「② 提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か」、「④ 他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか」については、必要十分かつ適正で過重なものとなっていないと考えますが、皆様の御意見を伺いたいと思

います。

いかがでしょうか。

○**縣臨時委員** よろしいですか。

○**北村部会長** どうぞ。

○**縣臨時委員** 29 ページが相談して流れるようになっているわけですね。このときに調査票情報提供後、仕事をしたその成果を公表するときに、そのなされた活動が本来、提出されて認められた目的に合致しているかということの審査は行われるのですか。

○**津村総務省参事官** 要するに予定された研究計画どおりに研究がなされないということは十分あり得る話だとは思いますが、ではそれではっきり言ってしまえば何も出てこないということだって極端な話、あるということではありますし、望んだ結果が出てこないことも当然あるということだと思いますので、それが研究者倫理的にきちんと説明のつくようなものでない場合であれば、そういった人は変な話ですけども、ブラックリストとまでは申しませんが、今後の欠格事由の対象になり得るということかなとは思っております。

○**縣臨時委員** 成果そのものが存在するか否かということももちろんあると思いますが、申請した目的に合致していない理由を回避するための審査はないのか、ということです。

○**津村総務省参事官** 目的として学術研究の発展に資するというのは目的として掲げているかどうか、調査票情報であれば学術研究の発展に資するか教育目的であるということが目的として掲げているものですので、それに合っているかどうか、要するに問題になるということかなと思っております。

○**縣臨時委員** それはなさるわけですね。その審査はなさるのかと確認しています。

○**津村総務省参事官** それ以外のことが実際に附帯してなされていたことがあったかどうかということまでは、要するに何かその目的外の使用については、その目的を満たしているかどうか問題だということだと思います。

○**縣臨時委員** 前回でも触れられたかもしれませんが、もしそうではない目的に利用された、あるいはその以外の目的のためにデータが留保されているとかいうことがあった場合に、どういう措置をとるのかは、今のところは想定されていないわけですか。

○**津村総務省参事官** データの留保ということであれば、それは目的外使用ということになりますので、それは違反ということになると思います。ではその研究の結果をどう使うとかいう話になってくると、もうそれは学術研究の発展に資した後のことに関して何か制限を加えるようなものには、現在なっていないのではないかなと理解しております。

○**縣臨時委員** 今、違反という言葉が使われましたけれども、その場合に何か措置はあるのですか。今、ここでは想定されていないのでしょうか。

○**越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐** 要は、最初に目的内できちんと利用していただくことについてはしっかりそういう旨を説明していただいて、そのもとできちんとやっていただく。その条件で最初、提供するということを決めた上で、最終的に公表のものが違えば、これ違いますよねという話に当然なりますので、そこはそれをもって審査と考えれば審査することにはなると思います。けれども、実際に、では結果

の利用を本当にしたのかしないのかまで追いかけていってやるかという、そこまでは想定はしていないということです。それは仮に例えば何らかの形で発見されたとか認められたといったときにどうするかという、先ほど少し御説明があった欠格事由の中で、そういう不適切な事例の場合に欠格事由に当たるという形で一応セットはしておりますので、次の利用を認めないという措置を可能とする形に、省令上はしているということです。

○清原委員 ありがとうございます。

私も関連して、統計を活用する研究目的をもって、そして研究をして、いわゆる科学研究費の場合であれば報告書というのは必ずまとめますから、少なくともその形にはなると思うのですが、学術誌で審査がある場合、論文としてまとめられたとしても印刷されないことは大いにあり得るのですね。今回の場合は「学術誌等での発表」とありまして、論文発表だけではなくて、学会によってはポスター発表もありますし、学会発表もありますし、発表の形は学術誌等の、「等」のところについて、かなり具体的、現実的に考えていらっしゃるのか、印刷を主として考えていらっしゃるのかによって少し違うと思うのです。私としては、提供して、公表して、統計を活用して必ずしも学会誌に載らなかったにしても、一定の研究成果は共有するということはあると思うので、その辺のことが何かきめ細かく表現されると、利用された方にも、それからデータを提供することを了解している多くの匿名の方にも有効かなと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○津村総務省参事官 当然、学術誌に必ず掲載されるということではないということはよく承知しておりますので、そういったことを考慮して運用してまいりたいと考えております。

○藤原臨時委員 いや、今の点は要するに査読ではねられたらどうするのだとおっしゃっておられるのですけれども、科研の場合、だけれども自分で何部かたしか印刷して渡す義務がありますよね。

○清原委員 あると思います。

○藤原臨時委員 ああいうことまで求めるのかどうかという御質問かなと思ったのですけれども。つまり自費印刷して、プリントして、それを、調査票情報を提供してくださった行政機関なり自治体にお送りしなさいなどということまで考えていらっしゃるのかという清原委員の御質問。さきほどの縣委員のは要するに公表でもって最終的には分かるわけですけれども、恐らく公表でもって最終的に分かるのは、ほとんどない。結果不発は仕方がないですしね、もちろん。よほど目立ったことをした場合に、誰かからこんなのがありますよと言われたときに、結局、何ができるのだという御質問ですけれども、それはあまりそこまではなかなか要求できないということによろしいのですか。

○津村総務省参事官 基本的に新しくというか、だからそこはそのときの提供に当たってこういう形でやることを予定しているというのは当然出させていただきますし、そのときにもその予定が外れた場合とか、それは別に何か紙でのものにこだわるとかいったことで縛ることがないような運用方法を考えてまいりたいと思います。

○北村部会長 ただ、貴重な資料を利用するわけですから、成果として報告をきちんとして、利用者側だけではなくて、提供者側にとっても何人ぐらい、どういう成果が出てどう

いう論文になったということは記録しておくことが大事なので、それはそれこそ紳士淑女協定として守っていただきたいと思っています。

この点、ほかによろしいですか。どうぞ。

○石井臨時委員 目的外利用のところですけども、目的というのは提供してくださいと申請するときに記載している目的以外に使うと目的外利用なのか、学術研究の発展に資する利用であれば、例えば、別研究に使っても許されるのかはどう整理しておけばよろしいですか。

○津村総務省参事官 申請のときに記載していただいた目的の利用ということでありまして、それを更に保持して、更に別の研究に使用することは認められるものではないと理解しております。

○石井臨時委員 ありがとうございます。別の研究への利用が認められないとなったとき、学術研究の用に供するという法律上の文言との関係はどのように理解すればよろしいでしょうか。

○津村総務省参事官 要するに、提供のときに、そこは提供側と提供を受ける側とで行政上の契約を結んでいただくという形になりますので、そのときに条件を詰めて、契約を結んでいただくと。そのときに認める条件というのはこういうものですということで、それは申請のときに明示していただいたものから外れれば、それは目的外の利用ということになると理解しております。

○石井臨時委員 ありがとうございます。契約上の縛りがあるという整理なのですね。

○津村総務省参事官 そこはただ行政機関が認めるものについて提供することができるので、認めていないものについて、提供してしまったことになってしまうのではないかと思います。要するに契約に反するものというのは認めていないことについての提供ということになってしまうのではないかと理解します。

○石井臨時委員 もう1点だけよろしいですか。途中で別の用途に使いたくなったときの利用目的の変更はできるのかとお伺いしたいのです。

○津村総務省参事官 そこは期間の変更も含めて、要するに途中で契約を結び直すという形で契約の変更をやっていただければできるのだと思います。

○北村部会長 よろしいですか。

○藤原臨時委員 今の点は届け出でもいいということですよ、恐らく。Aという目的ですというので幅広に言って、最後の石井委員のは。しかしながらその統計を分析したら、これはBでやった方がよりいい学術研究になりそうだったときにどうするかといえば、契約の締結というよりは、きちんとそこは報告させればいいのかと思いますけれども、全く野放しだと最初の契約を結ぶ意味は確かにないかもしれませんが、そこはお任せしますけれども、再締結かなという感じはします。意見ですが。

○津村総務省参事官 そこは全然方向が違うものであるとか、全然違うものに使うという話だと、それはさすがにという話だと思いますので、同じ方向で、あるいは幅の範囲で、幅が違うとかそのあたりは本当にケースバイケースかなということだと思います。

○北村部会長 私の理解では従来の第33条第2号の利用よりはオンサイトみたいなどこ

ろを使うと、最初に絞り込まなくてもある程度自由度があって、その中で試行錯誤が許されると理解したので、その中で研究計画を認めていただけるということなので、かなりフレキシブルな対応ができると理解しています。

よろしいですか。では、今の点についてですけれども、3つの点、「①調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か」、「②提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か」、「④他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか」については、改正規則案は適当であると確認いたしました。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○北村部会長 ありがとうございます。

もう時間がちょうど3時半になるのですけれども、もう少し進めさせていただけると今日のところが終わるので、もし御予定のある方はお帰りになって結構ですが、続けさせていただきます。

この答申案については、事務局と相談して、作成させていただきます。よろしく願います。

次ですけれども、「③手続等に係る改正規則案により、調査票情報等の提供等の透明性が図られているか」について議論したいと思います。この論点については、調査票情報の提供等に関する公表手続・事項を念頭に置いたものです。

資料2の3ページを御覧ください。調査票情報の提供等に関する公表手続・事項については、諮問事項ではありませんが、調査票情報の提供手続と一体となったものでありますので、今回、併せて報告いただいております。

総務省政策統括官室から、特に意見を求めたい点等がありましたら、補足説明をお願いいたします。

○津村総務省参事官 これも第1回のときに説明させていただきましたけれども、特に公表につきましては、1回目の公表につきましては必ず1か月以内、2回目の公表につきましては、こちらの方は先ほども査読論文の話とかありましたので、原則として3か月以内という形で定めさせていただきたいということです。

○北村部会長 この点、よろしいでしょうか。

では、この点については原案どおりとしたいと思いますけれども、統計調査に対する国民の信頼を確保するため、その目的外として認める調査票情報の利用の拡大は、透明性の強化とセットで進めていくことが必要であると考えられます。調査票情報を利用する以上、提供を受ける者が個人の場合、どのような人が情報を利用するのかが分かる情報を公表事項とすることは必要であると判断いたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 もう1点、お聞きしたいことがあったと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○北村部会長 職業の点。

○津村総務省参事官 念のためということですみません。この公表事項として、氏名とどういった統計調査についての調査なのかということに加えて、省令で職業についても公表

事項と加えておりますので、この点についても確認いただければと思います。すみません、失礼いたしました。

○北村部会長 すみません。私から方も確認いたします。

職業を公表事項とすることは適当と考えますけれども、これについて御意見があれば伺いたいと思います。

どうぞ。

○藤原臨時委員 先ほどの第8条第1項第3号ロでは、当該個人の職業、所属、職名及び連絡先について申し出の際に取得するということですね。その中の職業を公表事項とするということですが、これは部会長がおっしゃった国民の信頼の確保のために公表するというものの、その公表の目的にもよろうかと思うのですが。つまりウオッチするための措置なのか、逆に申し出た人に責任の自覚を促すための措置なのかによりますけれども、職業と書いてあるときは、職業、所属、職名ではなくて、職業というのはどの程度抽象的なものは少し伺いたいのですけれども。無職というのは。

○津村総務省参事官 基本的にはそれこそ大学教員とか中学校教員といったことがいわゆる職業ということかなと思っておりまして、こちらの現在の省令案だとそれで書き切っておりますので、所属までは書いていないのが現状の案であります。ですから、例えば中央大学とか早稲田大学とかいうことまで書くということは現在の案では書いていないのが現在の状況であります。要するにそれなりに結果として信頼のできる職に就いていらっしゃるという形に見えるということかなとは思いますが、もちろんそのときに無職と出していただいたときに、それで説明ができるのかという話になりますので、そのときには聞かれたときに答えられるように準備しておくということかなと思っております。

○清原委員 データを活用して、学術研究に貢献していただくということなので、公表されるときには学会発表であれ、論文発表であれ、所属というと大学名まで記しますし、職位も記します。例えば非常勤講師をされている方が謙虚に無職と記載されることもありますが、専任ではなくても大学で教えている、あるいは研究者として所属しているということもありますから、私は公表するというのであればやはり貴重なデータを活用して学術論文あるいは成果を挙げていただくので、大学教員というような抽象度ではなく、所属まで公表していただくのが望ましいのではないかと思います。それが規則でどう書くのか、ガイドラインなのか、マニュアルなのか、いずれにしてもなるべく国民の皆様に分かりやすい方がよいのかなと、公益性の観点から感じているところです。

○北村部会長 縣委員、いいですか。

○縣臨時委員 確認なのですが、公表する段階のものは申請のときのものと違ってよいという認識なのですか。このデータがまず審査前に提供されているが、他方、それと別な表現を使って公表することがあり得るということをおっしゃっているのですか。

○津村総務省参事官 これは職名につきまして、要するに第1回のときに既に公表ということではありますけれども、これは提供から1か月以内ということになりますので、提供の時点でどういった形を出してこられるかということによるということかと思えます。で

すから、付言いたしますと、現在は職業という形で書き切ってしまうておりますので、所属を書くということであるとちょっと省令、提案させていただいたものに加えて、こちらの、資料としては申し出をするときは、当該個人の職業、所属、職名及び連絡先が申請事項となっておりますので、提供のところに、職業の後に所属とか職名とかを書き足せば清原委員の言ったような形になるということかなとは思っております。

○**縣臨時委員** つまり、審査を通ったときの職業という概念に示されているものがそのまま直接示されるということですね。

○**津村総務省参事官** さようでございます。

○**越総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐** 先ほどこちらからも説明しましたけれども、無職のときにどうするかという話が少しあったのとの関係で、もしかしたら御質問だったかと思うのですが、その場合、公表との関係で手続で最初に書いていただいた職業とこの公表の職業は、基本的に一致するのが当然望ましいので、運用上でそこら辺はきちんと工夫をして、そこは一致するような形で考えたいと思っております。

○**津村総務省参事官** 要するに、書いてほしい職業とはどのようなものかということは、それこそ先ほどもマニュアルというお話がありましたけれども、例えばこういうものを書いてくださいといったようなことをお示しする形で、ある程度公表に適した申請をしていたかどうかということを図りたいと思います。

○**北村部会長** そうですね。ある程度ガイドラインみたいなものを決めていただいた方が何回も修正要求みたいなことが起こらないようにという意味ではよいかと思います。

○**藤原臨時委員** ただ、結論はどちらでもいいのですけれども、職業といったときに、お使いになる方はやっぱり職業と言われれば大学教員。所属までは念頭に置かないと思うので、そこはガイドラインというよりは、何かきちんと決めておいた方がよいような気がしますけれども。

○**津村総務省参事官** ですから所属、職名を書くのであれば、書くべきだということであれば省令にも書かないといけません。

○**北村部会長** この点、どう思われますか。きちんと書いた方がいいのでしょうか。申請時と同じ情報を公表してもらうというスタンスですが。

○**津村総務省参事官** 委員の皆様で。

○**北村部会長** これは今、決められることだと思うのですけれども。

○**清原委員** よろしいですか。

私の名前は珍しいと思いますが、同姓同名の方が世の中にはいらっしゃるしまして、やはり名前だけでは分からないから職業も明示する。所属も公表することについては、私はそれなりに所属先を示されても困る方はそんなにいらっしゃらないし、むしろそのデータを見てお問合せして、やりとりも生じるかもしれませんので、できれば職業だけではなく、所属を含めるような方向でおとりまとめいただいたらよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○**北村部会長** この点についていかがですか。私はそれでよいと思っておりますけれども。

では、そう対応させていただきます。

あと、もう1つですけれども。

○藤原臨時委員 ごめんなさい。

○北村部会長 どうぞ。

○藤原臨時委員 少し事務局にお伺いしたいのですが、これは個人が特定されてはいけないという前提で考えておられるのですか。

○津村総務省参事官 いえ、個人が特定されていけないということは考えておりません。

○藤原臨時委員 であれば所属が入っても。統計をやっていて、どこどこ大学で誰々といったらほぼ特定されることはよくありますので、それをもし気にされるのならば、もう一段議論が要るのでと思ったのですけれども、別にそうでなければ清原委員のおっしゃるとおりで私はよいと思います。

○清原委員 データは匿名なのですけれども。

○北村部会長 もう1度、公表を原則3カ月以内というのはいかがですか。それはよろしいですか。

○清原委員 原則として。

○藤原臨時委員 原則ですから。

○北村部会長 原則ということなので、ではこれはこのとおりということでお認めいたします。

ありがとうございました。

それでは、文案についてはこちらで直させていただきたいと思います。

今日、議論したいと思ったところ、最初の議題を除いて終了したということで、最初の議題及び、幾つかもう少し分かりやすい表にするとか、ガイドラインにするとかいろいろ宿題をいただいたので、それを修正したものを第3回の部会において議論し、答申案をできればそのときまでにまとめて、議論させていただきたいと思います。今日はそういうところで終わらせていただきたいと思います。

それから、事務局を通じて、追って御連絡があると思います。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それは私から、次回の日程ですけれども、予備日の活用も含めまして検討したいと考えておりますので、追って事務局から正式に御案内をさせていただきたいと存じます。

ただ、申し訳ないのですが、今、次回と申し上げましたのは、12月に予定する部会で答申案を確実にお示しさせていただくという趣旨で、次回、もし予備日を使う場合は、残された論点とまとめられるポイントにつきまして、委員の皆様には資料をお示しして御議論をいただくということにさせていただきたいと存じます。

また、現在、御審議いただいております統計法施行規則の一部を改正する省令につきましては、10月30日から11月29日までパブリックコメントを実施しております。このパブリックコメントの結果につきましては、12月7日に予定しております本部会において御報告をさせていただきたいと存じます。

あと、最後になりますが、本日お配りした資料につきましては、次回部会でも審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただけるよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員、臨時委員の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いたままにしていいただければ、事務局において保管の上、次回部会において再度配布させていただきます。

事務局からの連絡は以上です。

○北村部会長 では、本日の部会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。